

令和5年度 第11回 正副会長会

日時：令和6年2月8日（木）
午後4時00分～5時00分
会場：板橋法人会館3階会議室

正副会長	森田、武居、 姫野、瓜生、 山上、奥積
------	---------------------------

次 第

※資源保護のため、両面印刷している資料があります。

○司会進行：武居総務担当副会長

I. 会長挨拶

II. 議 題

1. 前回正副会長会審議結果概要【資料1】
2. 審議事項
 - (1) 実施事業等における広報掲載用写真・動画撮影に関するガイドライン【資料2】
 - (2) 公式SNS運用管理要綱【資料3】
 - (3) 入会申込書の記載項目一部変更について【資料4】
 - (4) 会館の外壁補修、防水工事について
 - (5) 事業予算概要書について【資料5】
 - (6) 正副会長会等審議予定について【資料6】
3. 所管事項報告
委員会・部会関連の報告
 - (1) 前回の正副会長会以降開催された委員会等について【資料7】
 - (2) 総務委員会事業【資料8】
 - (3) 事業研修・税制委員会事業【資料9】
 - (4) 厚生委員会事業【資料10】
 - (5) 組織・広報委員会事業【資料11】
 - (6) 社会貢献委員会事業【資料12】
4. 報告事項
 - (1) 「全法連功労者表彰」候補者単位会枠分の申請方お願い【資料13】
 - (2) 「東法連功労者表彰」(永年) 候補者の申請方のお願い【資料14】
 - (3) 東法連・会員増強功労者表彰候補者の申請方お願い【資料15】
 - (4) 令和6年能登半島地震の災害義援金等、板橋法人会としての対応について【資料16】
 - (5) 会員増強活動について(信用金庫への協力要請及び協業お願い)
 - (6) 板橋法人会ホームページURLの「HTTPS化」(通信の暗号化)について【資料17】
 - (7) 利益相反取引の報告【資料18】
 - (8) 執行状況調書(12月末)について【資料19】
 - (9) 会員の状況(東法連報告数値)について【資料20】
 - (10) その他
5. 連絡事項

III. 次回日程(※次回以降の会議の開催日時の場合)

会 議 名	日 時	会 場
正副会長会	3月14日(木) 16:00～17:00	法人会館3階会議室
常任理事会	3月21日(木) 16:00～17:00	法人会館3階会議室
理事会	3月28日(木) 16:15～17:00	法人会館3階会議室
正副会長会	4月11日(木) 16:00～17:00	法人会館3階会議室

令和5年度 第10回 正副会長会 審議結果概要

【令和6年1月11日（木）・森田、武居、姫野、山上、瓜生、奥積】

1. 審議事項

(1) 令和6年度事業の検討

⇒各委員会・部会から事業計画が1月31日までに上がってくるので次回内容を検討することになりました。

(2) 会館の外壁補修、防水工事について

⇒他の業者に工事について確認することになっていたが、未実施（適正な業者がわからない）ため、現時点で工事を依頼予定の丹勢建設（株）営業部長吉村氏に工事の内容につき説明いただくこととした。そのうえで工事内容を検証する。

(3) 正副会長会等審議予定について

⇒事務局長より説明、承認された。

2. 所管事項報告

委員会・部会関連の報告

(1) 前回の正副会長会以降開催された委員会等について

(2) 総務委員会事業

(3) 事業研修・税制委員会事業

(4) 厚生委員会事業

(5) 組織・広報委員会事業

(6) 社会貢献委員会事業

⇒事務局長、各委員長から報告があり承認されました。

4. 報告事項

(1) 1月13日（土）音楽の絵本について

⇒二日後に迫った音楽の絵本について山上委員長から報告がありました。

(2) 1月22日（月）新年賀詞交歓会について

⇒新年賀詞交歓会の手順について武居委員長から説明がありました。

(3) 地域社会貢献事業 梅まつり イベント協働事業について

⇒現時点で分かっていることにつき事務局長から説明がありました。また、今回薩摩琵琶は手配せず協賛のみ対応することについて承認されました。

(4) 賀詞交歓会等の参加予定について

⇒各団体主催の賀詞交歓会に関して出席予定一覧を事務局長が説明しました。

(5) 会員の状況（東法連報告数値）について

⇒事務局長より説明しました。

5. 連絡事項

⇒東京商工会議所板橋支部より依頼があった横浜エクセレンス試合に関しての協賛について検討しましたが、昨年同様協賛には参加しないことになりました。

次回日程（※次回以降の会議の開催日時案）

次回は予定通り2月8日（木）16時から会館3階会議室で実施。

1月18日の常任理事会前の打ち合わせは実施しないことになりました。

公益社団法人板橋法人会 実施事業等における 広報掲載用写真・動画撮影に関するガイドラインの制定について

板橋法人会は、公益法人として、会員だけでなく広く一般にも活動内容等について報告する義務があり、広報媒体として広報誌「法人いたばし」の発行や、ホームページ、SNSを運営しています。

広報媒体において、法人会事業の様子をよりわかりやすく伝えるために、活動の様子や参加者を撮影した写真等を掲載しています。

その写真は、事務局職員だけでなく、会員の皆さん（主に役員）が撮影したものを使用しています。

そのため、法人会の事務局職員ならびに会員が撮影した写真等を使用することにより、周囲や自身に不利益を生じさせないこと、ひいては法人会の社会的な信用を損なわないことを目的として、本ガイドラインを制定します。

記

1. 制定理由

法人会の事務局職員ならびに会員が、広報掲載用に写真・動画撮影をする際、本ガイドラインにまとめられた事項を遵守することにより、周囲や自身に不利益を生じさせないこと、ひいては法人会の社会的な信用を損なわないことを目的とする。

2. 制定概要

(1) 公益社団法人板橋法人会 実施事業等における 広報掲載用写真・動画撮影に関するガイドライン

事務局職員や会員等が、事業等において、広報掲載用に写真・動画撮影をするにあたって留意すべき事項をまとめた。

【ガイドラインの内容】

- ・ガイドラインの目的
- ・定義
- ・遵守事項
- ・撮影時および事後にトラブルの当事者となってしまった場合
- ・本ガイドラインの運用、変更
- ・本ガイドラインに関するお問い合わせ先

3. 制定日

2月8日開催の正副会長会の承認を得て、令和6年2月9日から施行する。

公益社団法人板橋法人会 実施事業等における 広報掲載用写真・動画撮影に関するガイドライン（案）

本ガイドラインには、公益社団法人 板橋法人会（以下「法人会」）の事務局職員や会員等が、事業等において、広報掲載用に写真・動画撮影をするにあたって留意すべき事項をまとめました。

内容を十分に理解し、適切な撮影を心がけてください。

（本ガイドラインの目的）

法人会の事務局職員ならびに会員が、広報掲載用に写真・動画撮影をする際、本ガイドラインにまとめられた事項を遵守することにより、周囲や自身に不利益を生じさせないこと、ひいては法人会の社会的な信用を損なわないことを目的としています。

（定義）

本ガイドラインにおける用語の定義は次のとおりです。

1. 事務局職員
法人会との間に雇用関係のある事務局の職員。
2. 会員等
法人会に入会している正会員および賛助会員。また、事業に参加している者。
3. 事業等
本部事業、支部事業問わず、法人会の実施している全ての事業。また、法人会が後援等により参画している事業。
4. 広報
法人会が発行する広報誌やリーフレット、チラシ等の紙媒体。また、法人会の運営するホームページや SNS 等のデジタル媒体。

（遵守事項）

広報掲載用に写真・動画撮影をするにあたり、最低限遵守すべき事項をまとめています。写真・動画撮影をする場合、必ず確認するようにしてください。

1. 内容の説明、承諾
人物が写りこむ撮影をする場合、被写体となる方に広報掲載用である旨を説明し、承諾を得てください。
 - ① 内容の説明
 - 撮影する写真、動画の使用用途（広報掲載用である旨）
 - 被写体の方が連絡可能な撮影者本人の連絡先
 - その他、撮影者および被写体の方が必要と判断したもの
 - ② 承諾
口頭、書面等、承諾が得られることが確認できれば方法は問いません。

2. 撮影時の注意事項

- ① 当該施設等における撮影に関する遵守事項・手続きの有無を確認し、適切な対応をするようにしてください。
- ② 撮影時は事前に周囲を確認し、通行等の妨げにならないように注意してください。
- ③ 撮影場所は、撮影とは関係のない方も利用する場合があります。ご迷惑にならないようにしてください。
- ④ 個人を特定できる距離で撮影する場合は、必ず承諾を得て撮影するようにしてください。
- ⑤ 撮影禁止区域等、禁止事項表示がある場合は必ず確認するようにしてください。
- ⑥ 撮影終了後は、ゴミ等を放置せず、撤収作業を適切に行ってください。
- ⑦ 撮影時において、事務局職員からの要請がある場合は、ご協力いただきますようお願いいたします。

(撮影時および事後にトラブルの当事者となってしまった場合)

法人会事務局に、速やかに相談してください。

(本ガイドラインの運用、変更)

本ガイドラインは、組織・広報委員会が担当しており、窓口は法人会事務局となっています。なお、今後の社会情勢や状況に応じて、本ガイドラインの内容を適宜変更する可能性があります。

(本ガイドラインに関するお問い合わせ先)

板橋法人会事務局

住所：板橋区氷川町 39-2 板橋法人会館 4階

電話：03-3964-1413

FAX：03-3964-2255

E-mail：info@itabashi-houjinkai.or.jp

公益社団法人板橋法人会 公式 SNS 運用管理要綱の制定について

板橋法人会は、公益法人として、会員だけでなく広く一般にも活動内容等について報告する義務があります。

その報告義務を果たすためのツールとして、Facebook・InstagramといったSNSを運営しています。

また、SNSの性質をいかし、突発的な福利厚生制度の周知といった、時間に制限のあるタイムリーな情報を周知することにも活用されています。

しかしながら、SNSの運用に関して現状では要綱が制定されておりました。

そのため、適切に運用および管理ができ、誰もが共通認識を持てるようにするために新たに要綱を制定します。

記

1. 制定する要綱

公益社団法人板橋法人会 公式 SNS 運用管理要綱【新規制定】

2. 制定理由

- ・適切に運用および管理をするため。
- ・現況の過程等を書面に起こし、誰もが共通認識を持てるようにするため。

3. 要綱の概要

(1) 公益社団法人板橋法人会 公式 SNS 運用管理要綱

法人会の公式SNSに関して、適切に運用および管理ができるよう、要綱を整備する。

【要綱の内容】

- ・第1条 関係 この規程の目的を定義した。
- ・第2条 関係 SNSの種類、ページ、アカウントを定義した。
- ・第3条 関係 運営主体を定義した。
 - ※運営の主体は、組織・広報委員会とした。
 - ※管理及び運営の責任者は、組織・広報委員長とした。
 - ※管理者は、個人情報管理責任者（事務局長）とした。
- ・第4条 関係 アカウントの取得は、管理者が行う旨定義した。
- ・第5条 関係 公式SNSに掲載することのできる内容を列挙した。
- ・第6条 関係 メールアドレス、パスワードは、管理者が管理することとした。
- ・第7条 関係 掲載は、管理者が行うこととした。
 - ※掲載後は、事案処理表で委員長に報告することとした。
- ・第8条 関係 コメントや返信は、行わないことを定義した。
- ・第9条 関係 削除対象となるコメントを列挙した。
- ・第10条 関係 改廃は委員会で審議し、必要に応じて正副会長会の承認を得る旨を定義した。

4. 制定日

2月8日開催の正副会長会の承認を得て、令和6年2月9日から適用する。

公益社団法人板橋法人会 公式 SNS 運用管理要綱（案）

（令和 6 年●月●日正副会長会決定）

（目的）

第 1 条 この要綱は、公益社団法人板橋法人会（以下「法人会」という。）に関する旬な情報を板橋区内外に発信するため、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）等開設する法人会の公式 SNS ページの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（SNS の種類、ページ、アカウント）

第 2 条 法人会が開設する SNS の種類及びアカウントは次の各号のとおりとする。

- （1）Facebook に開設する公式ページ
- （2）Instagram に開設する公式アカウント

（運営主体）

第 3 条 公式ホームページの運営に関する事項は、組織・広報委員会（以下「委員会」という。）の所管とし、管理及び運営に係る責任者は、組織・広報委員長（以下「委員長」という。）とする。

- 2 公式 SNS 管理者（以下「管理者」という。）は、法人会 個人情報取扱規程第 4 条に定める個人情報管理責任者とし、委員長は管理者に情報の管理及び発信を行わせるものとする。

（アカウント）

第 4 条 公各 SNS のアカウントは、管理者が取得する。

（掲載内容）

第 5 条 各 SNS には、次の情報を掲載するものとする。

- （1） 会員サービスに関する情報
- （2） イベントに関する情報
- （3） 参加者等の募集に関する情報
- （4） 法人会の報告義務を果たす情報
- （5） 前各号に掲げるもののほか会員に有益な情報
- （6） その他委員長が適当と認めた情報

（メールアドレス、パスワードの管理）

第 6 条 管理者にかかるアカウントのメールアドレス及びパスワードは、管理者が管理し、他に開示してはならない。

（掲載の手続き）

第 7 条 各 SNS における情報の掲載は、原則として管理者が行うものとする。

- 2 管理者は、各 SNS に掲載した情報について、法人会事案処理表により、委員長に報告しなければならない。

(各 SNS の公式ページ、アカウントへのコメント等の禁止)

第 8 条 法人会以外の各 SNS ページ及びアカウントへのコメントは行わない。また、各 SNS の公式ページ及びアカウントへのコメントについて、返信のコメントは行わないものとする。

(コメントの削除等)

第 9 条 下記の事項に該当する公式 SNS ページに対するコメントについて、管理者は予告なく削除するものとする。

- (1) 会法令等に違反する内容、又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、町又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別表現又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や真実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (11) 管理者の了承を得ずに掲載されたもの
- (12) その他、管理者が不適切と判断したもの

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、各 SNS の運用について必要な事項は、委員会が別に定める。ただし、委員長は、委員会での審議結果について、正副会長会において報告し、必要に応じて承認を受けなければならない。

附 則

この要綱は、令和 6 年●月●日から適用する。

公益社団法人板橋法人会 入会申込書の一部変更について

板橋法人会に入会する際には、入会申込書に記入をいただく必要があります。

その入会申込書ですが、リレープロジェクトの有料化等に伴い、一部変更が必要な箇所があります。

また、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)の第16条・第23条で定められておりますが、入会にあたり個人情報を収集・利用する際は、「本人の同意」が必要となります。その対応についても、今回の変更に加えてあります。

記

1. 変更する書式

公益社団法人板橋法人会 入会申込書【一部変更】

2. 変更理由

- ・リレープロジェクトの有料化に伴い、記載事項の変更。
- ・個人情報等の取り扱いについての同意を得るため。
- ・今後の加入勧奨に繋げる情報を確保するため。

3. 変更箇所

(1) 公益社団法人板橋法人会 公式 SNS 運用管理要綱

- ・①会員登録情報 「入会のきっかけ」を追加
- ・③会員情報の掲載について リレープロジェクトの金額を記載
- ・④個人情報等の取り扱いについて 「承諾します」のチェックを追加

4. 変更日

2月8日開催の正副会長会の承認を得て、令和6年2月9日から適用する。

公益社団法人 板橋法人会 入会申込書

記入日： 年 月 日

公益社団法人 板橋法人会の趣旨に賛同し、入会いたします。

記入方法：①の全ての項目に記入捺印いただき、②～④はを付けてください。

資料4-2
令和6年2月8日
正副会長会資料

① 会員登録情報 ※ 必須項目は必ずご記入ください

法人(必須)	フリガナ					
	商号					
個人事業主(必須)	フリガナ					
	屋号 (商号)					
代表者 (必須)	フリガナ	役職	氏名			印
	生年月日 / 年 月 日		性別 / 男・女			
登記所在地 (必須)	〒					
	TEL		FAX			
連絡先 (郵送物送付先)	〒					
	TEL		FAX			
設立年 (必須)	年	決算期 (必須)	月	資本金 (必須)	万円	
業種 (必須)				従業員数 (必須)	人	
E-mail						
URL						
入会紹介者	法人名		紹介者名			
入会のきっかけ						

② 法人会会費【必須】

区分	資本金	月額会費	<input checked="" type="checkbox"/>
正会員	400万円以下	300円	<input type="checkbox"/>
	700万円以下	600円	<input type="checkbox"/>
	1,000万円以下	800円	<input type="checkbox"/>
	5,000万円以下	1,500円	<input type="checkbox"/>
	5,000万円を超えるもの	2,500円	<input type="checkbox"/>
	金融機関	1,000円	<input type="checkbox"/>
賛助会員	支店・事業所	500円	<input type="checkbox"/>
	子会社・系列会社	300円	<input type="checkbox"/>
	法人(板橋区内) ※ 同社他支店が既に入会している場合	300円	<input type="checkbox"/>
	法人(板橋区外)	300円	<input type="checkbox"/>
	個人	300円	<input type="checkbox"/>

③ 会員情報の掲載について【必須】

入会申込書の情報に基づき、当会発行の広報誌やホームページに会員情報を掲載し、自社PRにご利用いただけます。

【無料】
広報誌「法人いたばし」に掲載する。

はい いいえ

【有料】月額200円(入会年度無料)
会員紹介HP「リレープロジェクト」に掲載する。

はい いいえ

リレープロジェクト
www.itabashi-houjinkai.or.jp/relayproject/

※ 表面と異なる情報を掲載希望の場合は裏面にご記入ください

④ 個人情報等の取り扱いについて【必須】

当会では、申込みされた方の住所・氏名・生年月日・電話番号等の個人を識別できる情報(以下「個人情報」)を以下の目的でご提供いただいております。

- ・法人会の実施する事業(セミナー・講演会等)・諸会議等の開催を通知するため。
- ・法人会の発行する広報誌や資料等送付のため。
- ・法人会の実施する会員限定サービス、福利厚生制度等のご案内を通知するため。
- ・法人会の実施するアンケート等の送信のため。
- ・法人会の運営を円滑に行うため。

当会では、ご提供いただいた個人情報は、「公益社団法人 板橋法人会 個人情報取扱規程」に基づき適切に管理し、上記の目的のみに利用し、他の目的には使用いたしません。

また、当会の公式ホームページ・公式SNS・広報誌等や各種印刷物で、法人会実施事業の風景や集合写真などを使用する際に、個人が特定できるように写真を使用する場合がございます。

承諾します

備考

<事務局処理欄>

会員コード	区分	支部	部会	局長	受付印
	正会員・賛助会員				
名簿	NSS	会費	門標	広報誌	労働保険
					有・無

令和6年度 公益社団法人板橋法人会 事業予算概要書【社会貢献委員会】

区分	No.	事業名	事業概要	所管 事業 番号	実施日時 (予定日)	実施場所	会員											備考	支出			収入			増減説明		
							役員	一般	未就学	小学生	中学生	～19才	20代	30代	40代	50代	60代		70才～	6年度	5年度	増減	6年度	5年度		増減	
	1	イベント協働事業	「こどもわくわくフェスタ」において、法人会のPRを実施	社 公1	5月25日(土)26日(日)	平和公園	●	●				▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		0	0	0	0	0			
	2		「区民まつり」において、税のスタンプラリーを実施		10月19日～20日	法人会館前	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		30	30	0	0	0		
	3		「板橋花火大会」において、法人会のPRを実施		8月3日	荒川河川敷	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		100	100	0	0	0		
	4		「板橋Cityマラソン」において、法人会のPRを実施		令和7年3月中	荒川河川敷	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		100	100	0	0	0		
	5		「赤塚梅まつり」において、法人会のPRを実施		令和7年2月中	赤塚溜池公園	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		5	0	5	0	0		協賛のみ
	6	いたばし産業見本市ものづくりセミナー	いたばし産業見本市の中で、セミナーを実施	社 公2	11月14日(木)	区立東板橋体育館	●	●				●	●	●	●	●	●	●	0	66	△ 66	0	0				
	7	子育て支援事業	【音楽のおくりもの】 子育て支援の一環として、次世代を担う子供たちと子育てをしている親に、心癒される豊かな時間を過ごしてもらうため、クラシックの生演奏によるコンサートを開催。こうした活動を通じて法人会の存在感を高める。	社 公3	未定	グリーンホール(予定)	●	●	●					▲	▲	▲	▲	▲	231	231	0	50	50				
	8		【音楽の絵本】 子育て支援の一環として、クラシックの生演奏によるコンサートを開催し、入場料の一部をチャリティーとして区に寄付。こうした活動を通じて法人会の存在感を高める。		令和7年1月11日	区立文化会館大ホール	●	●	●	●					▲	▲	▲	▲	▲	2,503	2,503	0	1,000	1,500	△ 500	令和5年度実績より収入見直し	
	9	地域社会貢献事業	【こどもわくわくフェスタ】 区が進める子供の健全育成と子育て支援を応援するため、ブースを出店。こうした活動を通じて法人会の存在感を高める。	社 公3	5月25日(土)26日(日)	平和公園	●	●	●	●				▲	▲	▲	▲	▲	325	325	0	0	0				
	10		【板橋区民まつり】 区民まつりを支援し賑やかにするため、会館前にブースを出店。こうした活動を通じて法人会の存在感を高める。		10月19日～20日	法人会館前	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	22	22	0	0	0			
	11		【板橋花火大会】 区が実施する板橋花火大会の開催を支援。こうした活動を通じて法人会の存在感を高める。		8月3日	荒川河川敷	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0	0	0	0	0			
	12		【いたばし産業見本市】 区及び公社が実施する「いたばし産業見本市」の実行委員として参画。こうした活動を通じて法人会の存在感を高める。会長賞を提供。		11月14日(木)	植村記念加賀スポーツセンターオンライン展示会	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	82	78	4	0	0		記念品値上げのため	
	13		【板橋Cityマラソン大会】 区が実施するマラソン大会の開催を支援。こうした活動を通じて法人会の存在感を高める。		令和7年3月中	荒川河川敷	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	30	0	30	0	0		社会貢献委員	
	14		【赤塚梅まつり】 赤塚溜池公園で開催される赤塚梅まつりにおいて、楽曲を提供。こうした活動を通じて法人会の存在感を高める。		令和7年2月中	赤塚溜池公園	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0	77	△ 77	0	0		楽器演奏は無し	
	15		支部社会貢献活動		各支部において、地域の実情に応じた事業を展開	公3	通年	各会場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2,100	2,100	0	0	0		寄付金額	
													5,528	5,632	△ 104	1,050	1,550										

【単位:千円】

板橋法人会 正副会長会等 審議予定表

資料6
令和6年2月8日
正副会長会資料

No.	開催日		会議名	主な審議案件			正副会長 関連事業
				事業計画・予算 ・決算関係	法人会運営関係	規則等・その他	
1	令和5年4月13日	(木)	第1回 正副会長会		・通常総会運営の検討 ・監査会の準備状況		※終了した事業は削除して います。 2024年 ◎2/14(水)13:00～ 全法連税制セミナー ◎2/27(火)17:00～ 東法連特退共表彰式、 パーティー ◎2/28(水)15:00～ 東法連厚生共益事業委員会 ◎3/4(月) 支部・部会対抗ゴルフ大会 ◎3/4(月)15:00～ 東法連税制講演会 ◎3/6(水)16:00～ 総務委員会 ◎3/7(木)15:00～ 東法連組織委員会 ・連絡協議会 ◎3/7(木)19:00～ 地域講演会 ◎3/12(火)16:00～ 組織・広報委員会 ◎3/12(火)17:00～ 厚生委員会 ◎3/13(水)15:00～ 東法連広報委員会 連絡協議会 ◎3/22(金)15:00～ 東法連理事会 ※5/23 東法連理事会 6/12 東法連通常総会 10/3 第40回全国大会 (鹿児島大会) ※2025年 1/22 東法連新年賀詞 交歓会(全法連 共催) 6/11 東法連通常総会
2	令和5年5月10日	(水)	第2回 正副会長会	・令和4年度事業報告及び 決算の承認	・通常総会議案書の検討 ・総会、全体委員会 実施要領の検討		
3	令和5年5月17日	(水)	監査会	・事業報告等の監査 ・計算書類等の監査			
4	令和5年5月18日	(木)	第1回 常任理事会		・通常総会議案書の検討 ・総会、全体委員会 実施要領の検討		
5	令和5年5月25日	(木)	第1回 理事会		・通常総会議案書の検討 ・総会、全体委員会 実施要領の検討		
6	令和5年6月7日	(水)	第3回 正副会長会		・総会、全体委員会実施準備		
7	令和5年6月13日	(火)	第11回 通常総会	・4年度事業報告 ・5年度事業計画及び 収支予算の報告 ・4年度財務諸表の承認			
8	令和5年6月13日	(火)	第2回 理事会 (臨時理事会)		・会長(代表理事)の選定 ・副会長(業務執行理事) の選定 ・常任理事(業務執行理事) の選定		
9	令和5年6月27日	(火)	第3回 理事会		・各委員会の委員の委嘱 ・顧問、相談役及び参与の推薦		
10	令和5年6月27日	(火)	全体委員会	・会長による基本方針説明 ・委員長による主要施策の説明		・委嘱状の交付	
11	令和5年7月13日	(木)	第4回 正副会長会				
12	令和5年7月20日	(木)	第2回 常任理事会			・板橋税務署名刺交換会 終了後開催	
13	令和5年8月2日	(木)	第4回 理事会				
14	令和5年8月10日	(木)	第5回 正副会長会				
15	令和5年9月21日	(木)	第6回 正副会長会				
			第3回 常任理事会				
16	令和5年9月29日	(金)	ブロック別支部長会				
			第5回 理事会			・終了後、意見交換会 を開催	
17	令和5年10月11日	(水)	第7回 正副会長会	・事業計画基本方針の検討 ・予算編成方針案の検討			
18	令和5年11月16日	(木)	第8回 正副会長会	・事業計画基本方針の検討 ・予算編成方針案の検討			
			第4回 常任理事会	・事業計画基本方針の検討 ・予算編成方針案の検討			
19	令和5年12月19日	(火)	第9回 正副会長会	・次年度事業の基本方針及び 主要施策並びに予算編成 方針の提示			
			第6回 理事会	・次年度事業の基本方針及び 主要施策並びに予算編成 方針の提示		・終了後、情報交換会 を開催	
20	令和6年1月11日	(木)	第10回 正副会長会	・次年度事業計画及び 収支予算の調整			
21	令和6年1月18日	(木)	第5回 常任理事会	・次年度事業計画及び 収支予算の調整			
22	令和6年2月8日	(木)	第11回 正副会長会	・次年度事業計画及び 収支予算の調整			
23	令和6年3月14日	(木)	第12回 正副会長会	・次年度事業計画及び 収支予算の調整	・利益相反取引の決定 ・監督官庁報告の確認		
24	令和6年3月21日	(木)	第7回 常任理事会	・次年度事業計画及び 収支予算の決定	・利益相反取引の決定 ・監督官庁報告の確認		
25	令和6年3月22日	(金)	会計事務説明会	・支部決算報告について の説明 ・支部次年度予算について の説明			
26	令和6年3月28日	(木)	ブロック別支部長会				
			第7回 理事会	・次年度事業計画及び 収支予算の承認	・利益相反取引の決定 ・監督官庁報告の確認		

前回の正副会長会以降開催された活動について

- 1月12日（金）
厚生委員会（3階会議室）

- 1月13日（土）
音楽の絵本（文化会館）

- 1月15日（月）
新設法人説明会（3階会議室）
組織・広報委員会、意見交換会（好味来）

- 1月16日（火）
決算法人説明会（3階会議室）
ハッピーロード・遊座大山合同新年会（文化会館：会長出席）
青年部会社会貢献G会議（3階会議室）

- 1月18日（木）
常任理事会（3階会議室）
産業連合会賀詞交歓会（文化会館：会長、事務局長出席）
青年部会新年会（姫野副会長出席）

- 1月20日（土）
第13支部社会貢献活動（新河岸ミュージカル）
青年部会租税教室（北前野小学校）

- 1月21日（日）
第16支部社会貢献活動（赤塚寄席）

- 1月22日（月）
板橋法人会新年賀詞交歓会（文化会館）

- 1月23日（火）
全法連・東法連新年賀詞交歓会（帝国ホテル：正副会長、事務局長出席）
東京商工会議所板橋支部新年賀詞交歓会
（ホテルメトロポリタン：武居副会長、事務局長出席）
東京税理士会板橋支部新年賀詞交歓会（文化会館：会長出席）

- 1月25日（木）
広報誌封入作業実施（3階会議室）

間税会賀詞交歓会（グリーンホール 601：会長出席）

- 1月27日（土）
会館USG 取付（宮崎主任立ち合い）
第17支部社会貢献活動（アクトホール）
- 1月29日（月）
東法連福利厚生制度加入企業拡大キャンペーン（全法連会館：姫野副会長出席）
事業研修・税制委員会（3階会議室）
宅建第9ブロック賀詞交歓会（ホテルメトロポリタン：会長出席）
- 1月30日（火）
源泉部会役員会（3階会議室及びリモート）
第14支部新年会（王華：坂口常任理事出席）
- 2月1日（木）
東法連広報委員会（全法連会館：須藤常任理事出席）
女性部会役員会（3階会議室）
- 2月5日（月）
納貯新年賀詞交歓会（グリーンホール 601：会長出席）
- 2月6日（火）
青年部会定例会（3階会議室）
- 2月7日（水）
女性部会新年懇談会（ホテルメトロポリタン：武居副会長出席）
- 2月8日（木）
正副会長会（3階会議室）

以上

令和5年度 総務委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

- 役員及び委員構成員の選任または、委嘱に関する事項
- 定款、支部運営規則、その他諸規定及び改廃に関する事項
- 理事会及び各委員会の連絡調整に関する事項
- 政府諸機関、地方公共団体、その他の団体との連絡・交渉に関する事項
- 事務局に関する事項
- 予算及び決算に関する事項

- 会費、積立金等に関する事項
- 予算の支出認証に関する事項
- 財産の管理に関する事項
- 支部会計に関する事項
- 他に属さない事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時(予定日)	実施場所	対象	備考
法人会運営	1	正副会長会	法人の運営に関する重要事項を審議	法人	定期開催 (毎月・第2木曜日)	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長	開催数:10回 開催日:4/13・5/10・6/7・7/13・8/10・ 9/21・10/11・11/16・12/19・1/11
	2	常任理事会	理事会の審議事項の検討	法人	定期開催 (奇数月・第3木曜日)	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長、 常任理事	開催数:5回 開催日:5/18・7/20・9/21・11/16・1/18
	3-1	理事会	第1回(決算承認理事会) ・通常総会、事業報告、計算書類等の承認	法人	5月25日(木)	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長、 常任理事、理事、 監事	
	3-2		第2回(臨時理事会) ・代表理事1名選定、業務執行理事選定		6月13日(火)	板橋区立文化会館 小ホール		
	3-3		第3回 ・各委員会の委員の委嘱 ・顧問、相談役及び参与の推薦		6月27日(火)	板橋区立文化会館 大会議室		
	3-4		第4回 ・業務執行状況報告		8月2日(水)	板橋法人会館 3階会議室		
	3-5		第5回 ・業務執行状況報告		9月29日(金)	板橋法人会館 3階会議室		
	3-6		第6回 ・業務執行状況報告		12月19日(火)	よし邑		
	3-7		第7回(予算承認理事会) ・事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認		6年3月28日(木)	板橋法人会館 3階会議室		
	4	ブロック長会議	支部及びブロック相互の情報の共有と親睦を図る	法人	年度内2回 6年1月・未定 →事業廃止	板橋法人会館 3階会議室	会長、総務担当副会長、副会長 ブロック長及び支部長	8/10正副会長会でブロック長会議の廃止が決定
	5	顧問・相談役・正副会長会	法人会の事業運営について報告終了後、懇親会を開催	法人	-	-	顧問、相談役、会長、副会長 会費5,000円	令和6年度は改選期ではないため実施しない
	6	監査会	理事の職務の執行、計算書類及び事業報告等の監査	法人	5月17日(水)	板橋法人会館 3階会議室	監事、総務委員長、 会長、顧問税理士	
	7-1	通常総会	第1部 会員増強表彰式 第2部 総会	法人	6月13日(火) 16:00~17:30	板橋区立文化会館 2階小ホール	正会員、来賓	総会参加者218名(会員175、来賓23、受託会社15、事務局5) 委任状2,008名
	7-2		懇親会【通常総会終了後】		6月13日(火) 18:00~19:30	板橋区立文化会館 4階大会議室	会員、来賓300名 会費5,000円	懇談会参加者195名(会員153、来賓22、受託会社15、事務局5)
	8	全体委員会	役員に委嘱状を交付 意見交換会を実施	法人	6月27日(火) 18:00~20:30	板橋区立文化会館 4階大会議室	会長、副会長、 常任理事、監事、全委員	例年、隔年(改選期)に開催していたが、令和4年度から毎年開催する 当日出席49名
	9-1	委員会	総務委員会	法人	適宜開催	板橋法人会館 3階会議室	委員長、 副委員長、 委員	第1回・5月9日(火)16:00~17:00 第2回・9月7日(木)16:00~17:00 第3回・11月28日(火)16:00~17:00 第4回・3月6日(水)16:00~17:00(予定)
	9-2		事業研修・税制委員会		適宜開催			
9-3	厚生委員会		適宜開催		第1回・7月14日(金)17:30~18:30 第2回・9月11日(月)17:00~18:00 第3回・11月6日(月)16:00~17:00 第4回・1月12日(金)16:00~17:00 第5回・3月12日(火)17:00~18:00(予定)			
9-4	組織・広報委員会		適宜開催		第1回・7月10日(月)16:00~17:00 第2回・8月22日(火)16:30~17:30 第3回・10月2日(月)16:30~17:30 第4回・12月18日(月)16:00~17:00 第5回・1月15日(月)18:00~21:00 第5回・3月12日(火)16:00~17:00(予定)			
9-5	社会貢献委員会		適宜開催		第1回・8月4日(金)16:00~17:00 第2回・10月5日(木)16:00~17:00 第3回・12月21日(木)16:00~17:00			
10	会計事務説明会	支部決算報告の手順と 次年度支部予算書の書き方を説明	法人	6年3月22日(金)	板橋法人会館 3階会議室	支部長、 会計責任者		
11	情報交換会	理事会(年末開催)終了後、情報交換会(忘年会)を開催	共益	12月19日(火)	よし邑	理事会出席者 会費3,000円		
12	新年賀詞交歓会	地域の経営者が集い、情報交換、名刺交換、並びに旧交をあたためるため開催	共益	6年1月22日(月)	板橋区立文化会館 大会議室	会員、来賓約300名想定 各支部・部会出席人数=役員数の4割程度 R5新規会員招待	会費5,000円	
渉外事業	13	板橋税務署との意見交換会	板橋税務署の人事異動に伴う、名刺交換と意見交換会	共益	9月29日(金) 理事会終了後	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長、常任理事、理事、 監事、顧問、相談役、参与、 税務署幹部職員	
	14	税務関係六団体長会議	各団体の事業計画の発表、意見交換会	法人	年6回開催	板橋税務署	会長、事務局長	令和5年 4/28・6/16・9/4 ・10/16・12/5 令和6年 1/11
	15	税務懇談会	税務関係六団体が主催 税務署の人事異動に伴う意見交換会	法人	8月3日(木)	板橋区立文化会館 大会議室	税務署幹部職員 税務関係六団体	当日出席(法人会)26名
	16	第4ブロック合同会議	第4ブロックの法人会が集合し、意見交換及び交流会を開催	法人	11月27日(月)	ホテルカデンツァ 東京	正副会長	幹事・練馬東法人会
公益事業	17-1	税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出	地元国会議員並びに地元自治体に対する要望活動	公1	11月8日(水)(議長) 12月4日(月)(区長)	地元国会議員 区長、区議会	会長、総務委員長、 事業研修・税制委員長	
	17-2		全法連全国大会への参加 税制改正要望大会への参加	公1	10月18日(水)	群馬県高崎市 高崎芸術劇場		
	18	ものづくり・商業・サービス業革新補助金無料相談会	国会で可決される令和5年度補正予算の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」について、本補助制度の申請に必要な情報提供や計画書作成支援に取り組むため、公益財団法人板橋区産業振興公社と連携し、法人会館会議室を使用して中小企業診断士を相談員として無料相談会を開催 ※中小企業診断士に対する経費は公益財団法人板橋区産業振興公社が負担	公2	6年3月16日(土)	板橋法人会館 3階会議室	会員、 一般(非会員)	
	19	職業体験事業	板橋区教育委員会と交わした覚書に基づき、中学生の職業体験事業を実施	公3	通年 (学校と調整)	体験受け入れ法人	区内中学生	
収益事業	20	板橋法人会館の賃貸業務	板橋法人会館の一部を貸して、それによる収入を法人会の事業活動の財源にあてる。	収1	通年	-	一般	
	21	労働保険事務代行業務	労働保険事務組合として、厚生労働大臣の認可を受け、中小事業主等が行うべき労働保険の事務手続きを代行を行う。	収1	通年	-	会員	
他	20	支部研修会	支部ごとまたは、合同開催(ブロック単位・複数支部等々)により研修を行う。	公1 共益	適宜開催	支部が設定	会員、 一般(非会員)	[実施済]第1支部・第2支部・第3支部・第4支部・第6支部・第7支部・第8支部・第9支部・第12支部・第13支部・第16支部・第17支部・青年部会 [実施予定]第5支部・第10支部・第11支部

令和5年度 組織・広報委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

1. 組織の拡充強化に関する事項
2. 会員増強に関する事項
3. 広報紙発行に関する事項
4. 広報宣伝に関する事項
5. その他、組織・広報に関する事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考
広報事業	1		広報誌「法人いたばし」の製作並びに発送 ・「法人いたばし」を年4回発行し配布を行う。 ・夏号は13,500部を会員及び板橋区内の全稼働法人に発送する。 ・秋号、新春号、春号の3回は約4,500部を会員に発送する。 ・表紙写真を広く募集する。	公1	夏号：7月28日 秋号：10月26日 新春号：1月25日 春号：3月29日	板橋法人会館 3階会議室 (封入作業)	会員、未加入企業、 一般区民	来年度に向け、広報誌の発行回数について、引き続き審議。 実施事業等における広報掲載用写真・動画撮影に関するガイドライン(案)を作成した。
	2	広報誌等による税情報の発信	ホームページの運営し、法人会の情報を発信	公1	通年		会員、一般	リレープロジェクトの有料化(月200円)が決定した。 オフィシャルホームページのTOP画像を変更した。 法人会紹介動画の作成について審議を行う。
	3		SNSによる情報の発信 ・Facebook ・Instagram	公1	通年		会員、一般	公式SNS運用管理要綱(案)を作成した。
会員増強活動	4	会員増強功労者表彰	通常総会時に会員増強功労者を表彰	共益	6月		受賞者	
	5	会員増強事業	各支部における加入勧奨活動の実施 ・支部報奨金の支給基準である加入勧奨実績20ポイント標達成に向けて、年間を通じ会員増強活動を実施する。	共益	通年	各支部	未加入企業	加入増強報奨金支給規程の一部変更。 加入増強支給規程を広報誌秋号に掲載し、キャンペーンとして全会員に会員増強を呼びかけた。
	6		会員(個人)における加入勧奨活動の実施	共益	通年		未加入企業	会員証(門標)の変更について、引き続き審議を行う。 巣鴨信用金庫各支店に、加入勧奨の依頼を行った。
	7		加入勧奨説明会の開催 ・各支部長及び会員増強担当者を一堂に会して、今年度の加入勧奨の活動方針を説明	共益	未実施		支部長、 支部会員増強担当1名、 組織・広報委員	
	8		パンフレット「入会のご案内」の作成・配布 ・広報誌夏号に封入し、未加入法人を対象に配付する。 ・経営支援サービスや、福利厚生制度を中心に、入会することのメリットを分かりやすく掲載	共益	法人いたばし夏号に封入し発送	板橋法人会館 3階会議室 (封入作業)	未加入企業	入会のご案内のデザイン変更について、継続審議。
	9		新設法人説明会における加入勧奨の実施。 ・青年部会組織委員の協力による、法人会のPRスピーチを実施。	共益	・5月11日 ・7月5日 ・9月11日 ・11月13日 ・1月15日 ・3月18日	板橋法人会館 3階会議室	未加入企業 (説明会参加者)	
	10		法人会アンケート調査システム	法人会アンケート調査システムの利用拡大に努める。 ・広報誌にチラシを封入(もしくは記事掲載)する。	共益	通年		回答者：会員 閲覧：会員、一般

令和5年度 社会貢献委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

1. 企業の社会的責任を果たす地域社会貢献活動に関する事項
2. その他、社会貢献事業に関する事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考
公益目的事業	1	地域社会貢献事業 こどもわくわくフェスタ イベント協働事業	板橋区との協働で、子供の健全育成と子育て支援を応援する事業。 子供向けエア遊具【ファファ】を提供した。 開催2日目の日曜日は天気も良く大勢の方に来場いただいた。	公3	5月20日 ・21日	板橋区平和公園・ 板橋区立中央図書館 常盤台地域センター ホール 他	会員、一般区民	実施済み
	2	板橋花火大会 イベント協働事業	花火大会プログラムへの広告を掲載し、広く区民に法人会をPRする。	公3	8月5日(土)	荒川河川敷	会員、一般区民	実施済み
	3	地域社会貢献事業 板橋区民まつり 税のスタンプラリー	租税教育推進の一環として、区民まつり来場者である、小学生を対象に税金クイズによるスタンプラリーを行う。	公3	10月21日(土) ・22日(日)	法人会館前	会員、一般区民	9月8日(金) スタンプラリー打合せ会議を 税務署にて実施
	4	子育て支援事業 「音楽のおくりもの」	子育て支援の一環として地域の次世代を担う子供たち並びに子育てをしている親へ心癒される豊かな時間を過ごしてもらうためクラシックの生演奏によるコンサートを開催する。	公3	10月24日(火)	成増アクトホール	会員、一般区民	午前、午後ともに200名を募集 午前の部(1歳から3歳)は抽選を実施 午後の部(0歳)抽選なし 実施済み 午前195名 午後161名 参加
	5	地域社会貢献事業 いたばし産業見本市 リアル展示会とオンライン 展示会とのハイブリッド 開催 板橋製品技術大賞	ものづくりの板橋で開催する製造業のためのビジネス展示会。 会場展示会とオンライン展示会の開催を予定。 ビジネスセミナーを実施する。 板橋製品技術大賞受賞優秀賞(法人会賞)	公3	11月9日(木) ・10日(金)	植村記念加賀スポーツセンター(会場開催) ・ オンライン展示会	会員、一般区民	優秀賞(板橋法人会賞) 株式会社 タニタ 「FRシリーズ」
	6	チャリティー コンサート事業 「音楽の絵本」	チャリティーを目的とした事業を開催。 「音楽の絵本」 12回目の実施。 10月18日から一般販売中(1500円) 1月9日現在832枚販売	公3	令和6年 1月13日(土)	板橋区立文化会館 大ホール	会員、一般区民	板橋区文化・国際交流財団と 共催協定書の取り交わしを行う。 板橋法人会会員へFAXによる 案内を実施(会員特別価格1000 円) 会員からのお申し込み 90席
	7	板橋Cityマラソン イベント協働事業	板橋Cityマラソンに協賛する。会場にブースを設置し、マラソン参加者へ法人会のPRを行う。	公3	令和6年 3月17日(日)	荒川河川敷	会員、一般	10月2日(月) 板橋区スポーツ振興課より協賛依頼あり コロナ前と同水準で開催
	8	地域社会貢献事業 梅まつり イベント協働事業	赤塚溜池公園にて行われる赤塚梅まつりにて、法人会をPRする。	公3	令和6年2月 24日・25日	赤塚溜池公園	会員、一般区民	下赤塚・徳丸・成増の3地域センター 長 が事務局へ来所 協賛の依頼
	9	支部・部会 社会貢献活動事業	支部(部会)において、社会貢献事業を実施。 地域社会と密接に関係している中小企業が、社会的責任を果たすため、地域社会で何が求められているのかを考え、貢献活動に取り組む事業。 会員企業の特徴、専門性を活かした事業など多岐にわたる事業を実施する。	公3	年間を通じて	支部単位で実施	会員、一般区民	第1支部 第2支部 第4支部 第5支部 第6支部 第7支部 第9支部 第12支部 第14支部 青年部会 女性部会 第13支部 第16支部 第17支部 終了
	10	イベント配布用 ノベルティ作成	ノベルティを作成し、支部や本部の事業にて来場者へ配布しPRする。 けんたグッズ各種	公3	年間を通じて	各イベントによる	会員、一般区民	

法人会長各位

一般社団法人 東京法人会連合会
会長 小林 栄三

令和6年度「全法連功労者表彰」候補者
単位会枠分の申請方お願い

平素は、当会の事業運営に多大なるご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、全法連では法人会の運営に功労のあった役員等の方々に対して、例年、全法連功労者表彰規程に基づき、全法連会長名で表彰を行っていますが、本年もこのたび候補者の申請方依頼がありました。

つきましては、下記にご留意のうえ、別紙「令和6年度全法連功労者表彰候補者申請書」により、全法連への提出期限の関係上、**2月19日(月)までに当会あて**ご提出下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 申請いただくにあたっての留意事項

(1)対象者は、貴会理事・監事・委員ならびに専務理事、事務局長、および事務局一般職員です。

(2)表彰基準は、後記「全法連功労者表彰規程」(抜粋)の定めによります。

(※県連合会会長表彰とは、東法連の場合、東法連の功労者表彰(永年)をいいます。)

公益財団法人 全国法人会総連合 功労者表彰規程（抜粋）

（表彰基準）

第2条 本会の役員、評議員、委員及び連絡協議会委員（以下「役員」という。）に対し、次の各号の基準に基づき表彰を行う。

- (1) 通算6年以上在任の役員等で、会議等の出席率が60%以上の者
- (2) 通算4年以上在任の副会長、常任理事及び評議員で、会議等の出席率が60%以上の者

（中略）

4 県連合会及び単位会の役員等で、県連合会会長表彰を受彰後、次の各号の基準に基づき県連合会会長から申請のあった者に対し表彰を行う。

- (1) 通算10年以上在任の県連合会及び単位会の理事、監事、委員
- (2) 通算6年以上在任の県連合会及び単位会の専務理事、常務理事、事務局長
- (3) 勤続20年以上の県連合会および単位会の一般職員

（中略）

（基準年数）

第4条 第2条に規定する基準年数は、総会日を基準日とし、1ヶ月未満の日数は、1ヶ月に切り上げて算定する。

(3) 各会別の表彰者枠は「別紙1」のとおりです。

この表彰者枠は、理事・監事・委員に対するもので、専務理事、事務局長および事務局一般職員については、別枠で設定されています。よって、この枠には含まれません。

専務理事、事務局長および事務局一般職員に対する表彰者枠は、東法連各会合計で4名となっています（東法連事務局関係分も含む）。各会からの申請が出揃ったところで、4名を超える場合には、調整をさせていただきますのでお含みおき下さい。

(4) 上記表彰規程第2条第1項に基づく、全法連役員等の表彰受彰予定者の該当はありません。

2. 「全法連功労者表彰候補者申請書」記載要領

- (1) 記入順序は、役員・委員・職員の順にして下さい。
- (2) 「在任年数内訳」欄の通算年数および勤続年数は、**第12回東法連通常総会(令和6年6月)まで**の年数を記入して下さい。
- (3) **「申請書」は可能であればメールでご返送下さい。**
もし、手書きの場合は、楷書でご記入下さい。

3. その他

- (1) 表彰状及び記念品は、5月～6月の貴会の総会前に単位会事務局にお送りしますので、総会等において伝達いただくようお願いいたします。(※前回と同様の取扱いとなります。)
- (2) 東法連通常総会感謝状及び記念品贈呈式・祝賀パーティ(6月12日(水)明治記念館予定)にご案内を予定しております。
(4月下旬、単位会を通じて案内文書をお送りいたします)。

以上

(全法連功労者表彰)令和6年度役員等表彰者枠

法人会名	表彰者数
麴 町	1
神 田	2
日 本 橋	2
京 橋	2
芝	2
四 谷	1
麻 布	2
小 石 川	1
本 郷	1
上 野	2
浅 草	2
品 川	2
荭 原	1
大 森	1
雪 谷	1
蒲 田	2
世 田 谷	1
北 沢	1
玉 川	2
目 黒	2
渋 谷	2
新 宿	2
中 野	2
杉 並	1
荻 窪	2
板 橋	2
練 馬 東	2
練 馬 西	1
豊 島	2
王 子	2
荒 川	2
足 立	2
西 新 井	2
本 所	2
向 島	1
葛 飾	2
江戸川北	2
江戸川南	2
江 東 西	1
江 東 東	1
青 梅	2
八 王 子	2
日 野	1
町 田	2
立 川	2
東 村 山	2
武 蔵 野	2
武蔵府中	2
合 計	81

法人会長各位

一般社団法人 東京法人会連合会
会長 小林 栄三

令和6年度「東法連功労者表彰」(永年) 候補者の申請方のお願ひ

平素は、当会の事業運営に多大なるご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当会では例年、東法連表彰規程に基づき、申請により単位会の役職員の方々に対して、東法連会長名で感謝状をお贈りすることとしております。

つきましては、下記表彰基準「③単位会の役職員」に該当する候補者の方々を別紙申請書にご記入の上、ご提出下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 表彰基準

一般社団法人 東京法人会連合会表彰規程(抜粋)

永年、法人会の運営に寄与した者および法人会活動に多大の貢献をしたと認められる者に対し、次の基準により理事会の議を経て、感謝状を贈呈する。

①当会（東法連）の役員

理事・監事	通算6年以上
委員	通算8年以上

②当会（東法連）の青連協ならびに女連協役員

青連協会長	在任2年(青連協委員在任4年以上)
女連協会長	在任2年(女連協委員在任4年以上)

③単位会の役職員

理事、監事ならびにこれに準ずる役員	通算	8年以上
専務理事・事務局長	在任	6年以上
職員	勤続	15年以上

2. 申請書の提出期限

2月19日(月)までに提出くださるようお願いいたします。

3. 連絡事項

- (1) 表彰基準による①の受表彰候補者の方は、別紙のとおりです。
- (2) 表彰基準による②の受表彰候補者の該当はありません。
- (3) 表彰基準による③「単位会の役職員」の方については、東法連通常総会感謝状及び記念品贈呈式・祝賀パーティの案内から除外されます（平成25年3月12日理事会決定）。
- (4) 「単位会の役職員」の感謝状及び記念品は、5月中旬以降、単位会にお送りしますので、貴会の総会等において伝達いただくようお願いいたします。

以上

東法連表彰規程「①当会（東法連）の役員」に該当する方

（敬称略）

東法連理事 稲葉 秀一 （麻布法人会）

東法連総務委員 矢島 友伸 （中野法人会）

以上 2名

資料15
令和6年2月8日
正副会長会資料

東法連発 第125号

令和6年1月30日

法人会長 各位

一般社団法人 東京法人会連合会
会長 小林 栄三

会員増強功労者表彰候補者の申請方お願い

平素は、当会の事業運営に多大なるご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当会では例年、東法連表彰規程に基づき、申請により会員増強に功労のあった方々に対して、東法連会長名で感謝状をお贈りすることとしております。

つきましては、下記表彰基準に該当する候補者の方々を、別紙申請書によりご連絡下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 対象者

貴会の令和5年度会員増強にあたって功労が認められる3名の方

※ 法人会の福利厚生制度協力会社関係者は対象外とさせていただきます。

会員増強表彰基準

表彰人数：各単位会 3名

留意事項：表彰者は単位会が推薦した者とする。

ただし、著しく会員増強に寄与し実績のあった者とし、推薦書にその推薦理由を記載するものとする。

2. 申請書の記載要領

- (1) 法人会役職名は、東法連通常総会当日配布する感謝状および記念品贈呈式名簿に登載します(申請書の記載順)。スペースの関係上、ひとつだけご記入ください(副会長、常任理事、理事、〇〇委員、支部長、副支部長、支部役員、等)。
- (2) 申請書に記入された順番が名簿の登載順となります。
- (3) 申請書はデータ処理のためメール(エクセルデータ)でご返信願います。
- (4) 感謝状および記念品は、5月中旬頃、各法人会事務局にお送りします。各法人会の通常総会等でお渡しいただくようお願いいたします。
- (5) 推薦理由は必須事項です。必ず記入してください。

3. 提出期限：3月18日(月)

4. その他ご連絡事項

- (1) 東法連通常総会 感謝状及び記念品贈呈式・祝賀パーティ<6月12日(水) 明治記念館(予定)>にご案内を予定しております。(4月下旬、単位会を通じて案内文書をお送りします。)
- (2) 会員増強表彰基準は、個人表彰とともに単位会に対するものもあります。(受彰会については、4月下旬頃、改めてご案内します。)

以上

資料16
令和6年2月8日
正副会長会資料

(総務部 宇田)
全法連発第206号
令和6年1月17日

県連会長殿

公益財団法人 全国法人会総連合
専務理事 田中光史



令和6年能登半島地震における被災法人会支援について

この度の能登半島地震でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますと共に、被災された皆様にご心からお見舞い申し上げます。

標題の件につきまして、石川県連と協議の上、下記要領により全法連において被災法人会に対する義援金を取りまとめることといたしましたので、貴県連でのご対応並びに傘下単位会への周知方を宜しくお願い申し上げます。

貴県連及び傘下単位会において被災法人会に対する義援金の拠出を予定され、全法連での取りまとめにご賛同いただける場合は、全法連あてお振込みの上、別紙連絡書でご連絡くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 県連・単位会の被害状況

現在、被災法人会の状況把握に努めていますが、現時点では役職員の方々の大きな人的被害は無いようです。しかしながら輪島法人会と七尾法人会の事務局、役員企業・会員企業でかなりの物的被害がでており、地域全体も壊滅的な状況です。被災法人会では物的被害に加え会費納入がどうなるか等、今後の運営に支障がでてくる恐れが生じています。

2. 義援金について

(1) 義援金の分配方法

全法連で取りまとめの上、被災県連へ被災法人会に対する義援金としてお渡しします(特に石川県内の法人会に被害がでていますが、被害状況によって他の県連へお渡しすることもあります)。

(2) 振込み先

三菱UFJ銀行 四谷支店 普通口座 0114984
公益財団法人全国法人会総連合 被災法人会支援募金口

(注) 振込手数料は各会でご負担願います。

(3) 締め切り

令和6年3月31日

(注)募集期間は3月末までですが、一定の金額が集まった段階で、随時被災県連にお渡しします。

(4) その他留意事項

①お振込み後、別紙「義援金連絡書」に所要事項(法人会名、金額)をご記入の上、全法連総務部あてにご連絡ください。

②ご送金いただく場合、「単位会ごと」または「傘下単位会分を県連で取りまとめる」のどちらでも結構です。県連で取りまとめいただく場合には、単位会の明細(単位会名、金額)をお知らせください(摘要欄にご記入ください)。

③本義援金は、被災法人会に対するものですので、個人の場合の「特定寄附金」や法人の場合の「国等に対する寄附金」には該当しません(寄附金控除の対象ではありません)。

被災地一般に対する義援金につきましては、石川県連で義援金受付専用口座を開設していますので、そちらをご利用ください。詳しくは石川県連のホームページでご確認ください。

<https://ishikawa-kenhouren.or.jp/news/68>

④全法連としても、被災法人会支援のための義援金および災害見舞金を1月19日に拠出します。

お知らせ

HOME > お知らせ > 詳細

2024.1.11 お知らせ

令和6年能登半島地震による被災者支援をお願いします

令和6年能登半島地震に関する災害義援金について

この度の能登半島地震により、犠牲となられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々並びにそのご家族、関係者の皆様に心からお見舞い申し上げます。

また、被災者の救済と被災地域の復興支援にご尽力されておられる方々に深く敬意を表します。

このような状況の中、金沢法人会や石川県内の法人会の方々、また、全国の法人会の方々から、一日も早く災害義援金等の支援を提供したいとの大変ありがたいお申し出を多数いただいております。

そこで、被災者支援に関するご厚意をとりまとめるため、石川県法人会連合会では、災害義援金の振込口座を設定し、災害義援金を募集することといたしました。

法人会の皆様におかれましては、企業のみならず、ご家族、従業員、取引先の方々など関係する方々に被災された方が多数おられることは存じておりますが、会員の皆様の個々の実情を把握することはできませんので、誠に恐縮ですが、災害義援金の募集について周知を図るため、ホームページに掲載いたしました。

何かと不行き届きな点が多々あるとは存じますが、このような事情をお汲み取りいただき、何卒、ご理解・ご寛容くださいますようお願い申し上げます。

令和6年能登半島地震の災害義援金の募集について

一般社団法人石川県法人会連合会では、令和6年能登半島地震で被災された方々を支援するため、下記の募金趣意書及び募金要綱のとおり、災害義援金を募集しますので、趣旨にご賛同いただける方は、災害義援金受付専用口座に災害義援金をお振り込みくださいますようお願い申し上げます。

1 募金趣意書

令和6年1月に発生した能登地方を震源とする地震で被災された方々を支援するため、一般社団法人石川県法人会連合会の構成員（石川県内に事務所を有する法人会）の会員及び当該募金の趣旨に賛同する法人及び個人から災害義援金を募集する。

2 募金要綱

(1)災害義援金の振込先は、当連合会が開設した災害義援金の受付専用口座とする。

(2)災害義援金の受付期間は、令和6年1月11日(木)から令和6年2月29日(木)までの間とする。

(3)災害義援金受付専用口座に振り込まれた義援金は、受付期間終了後、当連合会からの寄附金として、石川県が開設した「石川県令和6年能登半島地震災害義援金」口座に振り込む。

3 災害義援金受付専用口座

北國銀行 香林坊支店 普通預金 口座番号 0032317

【口座名義】 (一社) 石川県法人会連合会 災害義援金

【フリガナ】 シヤ) イシカワケンホウジンカイレンゴウカイ サイガイギエンキン

4 振込手数料について

当連合会が開設した災害義援金受付専用口座への振り込みにつきましては、振込手数料をご負担いただくこととなりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、北國銀行のインターネットバンキングでの振り込みにつきましては、手数料が無料となります。

5 税務上の取り扱いについて

災害義援金受付専用口座へ振り込まれた災害義援金は、個人の方にとっては「特定寄附金」、法人にとっては「国等に対する寄附金」として取り扱われ、税制上の優遇措置の適用を受けることができます。(【根拠条文】所得税法第78条、法人税法第37条)

(1)個人が「特定寄附金」を支払った場合

「その年中に支出した特定寄附金の額の合計額」から2千円を差引いた額が寄附金控除の額となります。ただし、「特定寄附金の額の合計額」は、総所得金額等の40%相当額が上限です。

(2)法人が「国等に対する寄附金」を支払った場合

「国等に対する寄附金」の額は、全額損金算入となります。

なお、銀行振込みで支払った場合の振込票の控が税制上の優遇措置の適用を受けるための証明書類となりますので、保存しておいてください。

[< もどる](#)

[▶ HOME](#)

[法人会について](#)

- ▶ 法人会とは
- ▶ 組織
- ▶ 情報公開

[▶ お知らせ](#)

[各部会の紹介](#)

- ▶ 青年部会
- ▶ 女性部会

[▶ イベント](#)

[▶ 行事予定](#)

[▶ 県内単体会](#)

[▶ リンク](#)

一般社団法人
石川県法人会連合会

〒920-0919 金沢市南町4番60号 金沢大同生命ビル8階

TEL : 076-222-2910 FAX : 076-224-2239

[✉ お問い合わせ](#)

利益相反取引の報告について

公益社団法人板橋法人会 理事会運営規則第14条の規定に基づき、下記の取引について、報告します。

No	取引の内容	取引の相手方	取引の金額	履行期間	履行場所	委託の内容	適用
1	公益社団法人板橋法人会 新年賀詞交歓会 ケータリング業務委託	板橋区板橋4-4-2 セントラルフーズ さんいち 株式会社 代表取締役 松坂美帆	¥860,000- (消費税込み) ※見積時想定人数：300名 (1人あたり3,500円)	令和6年1月22日から 令和6年1月22日まで	板橋区大山東町 51-1 板橋区立文化会館 大会議室	ケータリング業務一式 (料理・飲物の提供、 設営、運搬、器材提 供、人員手配)	令和5年12月19日開催の理事会において、理事会運営規則第13条の規定に基づき承認を得た当該取引について、承認された内容と同一の内容で契約したため、同規則第14条の規定に基づき報告するものである。

公益社団法人板橋法人会 執行状況調書 【令和5年度】

【単位：円】

項目		予算額	6月末の状況	9月末の状況	12月末の状況	年度末の状況	執行残	執行率	
収入	会費	32,800,000	30,663,800	30,989,100	31,062,700	0	1,737,300	94.70%	
	事業収益	49,572,000	8,221,851	16,947,378	28,577,850	0	20,994,150	57.65%	
	補助金	26,659,300	6,863,300	14,702,300	21,563,300	0	5,096,000	80.88%	
	部会費	2,730,000	2,397,000	2,391,000	2,391,000	0	339,000	87.58%	
	雑収益・運用益	2,250,900	668,951	1,100,824	1,363,708	0	887,192	60.59%	
	繰越金	44,985,259	44,985,259	44,985,259	44,985,259	0	0	100.00%	
	【経常収入の計】	158,997,459	93,800,161	111,115,861	129,943,817	0	29,053,642	81.73%	
	資産	備品購入費繰入	0	0	0	0	0	0	0.00%
① 【収入の計】		158,997,459	93,800,161	111,115,861	129,943,817	0	29,053,642	81.73%	
支出	② 公益目的事業会計	69,654,141	11,056,247	20,729,344	34,361,155	0	48,924,797	49.33%	
	収益事業等会計	32,687,091	3,164,697	5,687,045	10,575,501	0	27,000,046	32.35%	
	法人会計	17,367,173	5,135,893	8,034,738	11,765,828	0	9,332,435	67.75%	
	支部・部会仮払金		12,435,625	14,951,425	16,288,507	※法人会計及び仮払金は、年度末に、事業実績に基づき、各会計間の割振りを調整			
	③ 【経常費用の計】	119,708,405	31,792,462	49,402,552	72,990,991	0	△ 2,685,138	60.97%	
	資産	備品購入等	0	0	0	0	0	0	0.00%
	資産積み増し	15,000,000	0	0	0	0	15,000,000	0.00%	
④ 【支出の計】		134,708,405	31,792,462	49,402,552	72,990,991	0	61,717,414	54.18%	
⑤ 差引残（①-④）		24,289,054	62,007,699	61,713,309	56,952,826	0			
⑥ 流動負債、減価償却費等									
⑦ 遊休財産該当資産		51,239,496	0	0	0	0			
⑧ 遊休財産額（⑤+⑥+⑦）		75,528,550	62,007,699	61,713,309	56,952,826	0			

○公益法人の財務基準（公益事業比率）の検証

※遊休財産額の対象とならない固定資産及び特定資産を除いて計算している。

公益事業比率	58.19%	34.78%	41.96%	47.08%	#DIV/0!	②公益目的事業会計 / ③経常費用の計
--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------------------

○公益法人の財務基準（遊休財産額保有制限）の検証

遊休財産額の保有上限額	69,654,141	11,056,247	20,729,344	34,361,155	0	②公益目的事業会計の額
遊休財産額	75,528,550	62,007,699	61,713,309	56,952,826	0	⑧遊休財産の額
保有上限額の超過の有無	△ 5,874,409	△ 50,951,452	△ 40,983,965	△ 22,591,671	0	⑧-②の額 【△は超過状態】

2024年1月度 会員増減報告書

(1) 稼動法人数	13,139
(2) 前月総会員数 <small>[賛助・特別・個人会員等含む]</small>	4,143
(3) 増加数	9
(4) 減少数	6
(5) 差引	3
(6) 当月総会員数 <small>[賛助・特別・個人会員等含む]</small>	4,146
(7) 加入率	31.6%

(6)における当月会員数の内訳

① 正会員数	3,775
② 正会員以外の会員数(法人)	180
③ 正会員以外の会員数(個人)	191
合計・・・(①+②+③)	4,146

労働保険事務組合の加入状況

前月総組合員数	265	
増加数	新規入会	2
	既存会員	0
減少数	2	
当月総組合員数	265	

※業種により1社で複数の事業場を含む。

増加数内訳	① 勸奨	8
	② 転入	0
	③ 不明他	1
(3)合計・・・(①+②+③)	9	

(3)における会員種別増加数

① 正会員の増加数	4
② 正会員以外の会員(法人)の増加数	4
③ 正会員以外の会員(個人)の増加数	1
合計・・・(①+②+③)	9

減少数内訳	① 転出	0
	② 休業・廃業 <small>(倒産、吸収合併等による会社消滅も含む)</small>	6
	③ 所在不明	0
	④ 会費未納会員の整理	0
	⑤ 脱会	(イ)メリットなし
(ロ)営業不振		0
(ハ)零細		0
(ニ)不明他		0
小計	0	
(4)合計・・・(①+②+③+④+⑤)	6	